以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生しているほか、線形不良区間等があることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、西宮市長を会長とする一般国道176号整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県西宮市役所

○観光庁告示第二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第十三号）から住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月十五日　観光庁長官　溝畑　宏

一　住所の変更

変更前	東京都千代田区大手町一丁目三番一号
変更後	東京都千代田区外神田一丁目十六番八号

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都千代田区大手町一丁目三番一号
変更後	東京都千代田区外神田一丁目十六番八号

三　変更の年月日　平成二十四年三月四日

○海上保安庁告示第六十四号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、津島船舶通航信号所に関する告示等を廃止する告示を次のように定め、平成二十四年三月二十六日から施行する。

平成二十四年三月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

津島船舶通航信号所に関する告示等を廃止する告示

（津島船舶通航信号所に関する告示の廃止）

第一条　津島船舶通航信号所に関する告示（平成九年海上保安庁告示第百四十五号）は、廃止する。

（大浜船舶通航信号所に関する告示の廃止）

第二条　大浜船舶通航信号所に関する告示（平成九年海上保安庁告示第百四十六号）は、廃止する。

○海上保安庁告示第六十五号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、苫小牧船舶通航信号所に関する告示等の一部を次のように改正し、平成二十四年三月三十一日から施行する。

平成二十四年三月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

苫小牧船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示

（苫小牧船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第一条　苫小牧船舶通航信号所に関する告示（平成十一年海上保安庁告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

海岸局識別又は電話番号若しくはファクシミリ番号の項、通報に使用する用語の項、通報事項の項及び通報時間の項を次のように改める。

海岸局識別	
通報用	○○四三一○一一○（苫小牧送受信所）
通報に使用する用語	英語
通報事項	苫小牧水路及び勇払水路（それぞれ港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第四に掲げる苫小牧水路及び勇払水路をいう。以下「水路」という。）並びにその付近水域における次の事項 一　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況 二　船舶の交通の制限又は禁止の状況 三　航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 四　航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況 五　その他船舶の航行の安全上必要な事項
通報時間	適時

（来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第二条　来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「今治船舶通航信号所」の下に「（以下「信号所」という。）」を加える。

第三条の見出し中「今治船舶通航信号所」を「信号所」に改め、同条中「今治船舶通航信号所」を「信号所」に改める。

第四条第一項中「航路標識」を「信号所」に改め、「、ファクシミリ」を削り、同条第二項中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第二号イ(1)中「今治船舶通航信号所」を「信号所」に改める。

第七条中「、ファクシミリにあってはファクシミリ番号」を削る。

別表中ファクシミリの項を削る。

（名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第三条　名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十三年海上保安庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

別表ＶＨＦ無線電話の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二	呼出し及び通信用
Ｆ三Ｅ	一五六・六五ＭＨｚ（チャンネル一三）
	一〇Ｗ